

両用品目および技術輸出入許可証 管理リストの概要

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2021年9月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

上海事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートは、森・濱田松本法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

本稿では、現在、実質的に輸出管理法の両用（デュアルユース）品目管理規制品目リストとなっている「両用品目および技術輸出入許可証管理リスト」について解説します。

1. 輸出管理法の管理規制品目

輸出管理法は両用品目、軍用品、核等の貨物、技術、サービス等の品目（以下「管理規制品目」）の輸出等に適用されます。管理規制品目の輸出は、原則として輸出管理規制品目リストに基づき管理されます（リスト規制）。

輸出管理法は、管理規制品目についてリストを作成すると規定していますが（9条）、輸出管理法施行後も、新たに包括的な管理規制リストは作成されていません。実務上重要な両用品目については、輸出管理法施行前から、「両用品目および技術輸出入許可証管理リスト」（以下「両用品目リスト」。商務部および税関総署が公布）が存在していました。2020年12月の「両用品目リスト」改正で輸出管理法との紐づけが明記され、今のところ、両用品目に対する輸出管理法による輸出管理も、同リストに基づいて行われています。

2. 両用品目リストの構成

輸出管理法施行前は、両用品目の輸出管理は、領域ごとに出されたいくつかの行政法規によって行われ、各行政法規には、管理対象リストがそれぞれ添付されていました。両用品目リストは、輸入と輸出それぞれの許可証管理リストで構成され、そのうちの第Ⅱ部分である輸出許可証管理リストは、基本的に、こうした行政法規に付属する管理対象リストを統合した形となっています（次頁、表参照）。

3. 両用品目リストの内容

「両用品目リスト」は、両用品目の種類ごとのリストに分けられており、それぞれの項目に、品目の名称、品目の技術的特徴等の詳細の記述および関税分類番号（HSコード）等が記載されています。

「両用品目リスト」は定期的に更新されており、上述の輸出管理法施行直後の2020年12月の改正では、前回の解説記事で紹介しました商用暗号輸出管理リストを両用品目リストに統合したほか、核輸出管理リストおよび管理規制化学品管理リスト等について数カ所の追加、調整がされたにとどまり、リストの内容に大きな変更はありませんでした。

現時点の「両用品目リスト」記載の規制対象としては、商用暗号およびごく一部の民用品を除き、主に大量破壊兵器（核、化学兵器、生物兵器、ミサイル等）関連の両用品目となっています（次頁、表参照）。

表 「両用品目リスト」とカテゴリ

両用品目 リスト	行政法規	管理規制リスト	(参考)日本の「輸出貿易管 理令別表第一」関連項目
Ⅱ一	核輸出管理条例 ¹	核輸出管理リスト ²	2項 原子力
Ⅱ二	核両用品および関連 技術輸出管理条例 ³	核両用品および関連技 術輸出管理リスト ⁴	
Ⅱ三	生物両用品並びに関 連設備及び技術輸出 管理条例 ⁵	生物両用品並びに関 連設備及び技術輸出管理 リスト ⁶	3の2項 生物兵器
Ⅱ四	管制化学品管理条例 ⁷	各類管制化学品リスト ⁸	3項 化学兵器
Ⅱ五	関係化学品並びに関 連設備及び技術輸出 管理規則 ⁹	関係化学品並びに関 連設備及び技術輸出管理 リスト	
Ⅱ六	ミサイルおよび関連 品目及び技術輸出管 理条例 ¹⁰	ミサイルおよび関連品 目及び技術輸出管理リ スト ¹¹	4項 ミサイル
Ⅱ七、八	麻薬前駆体化学品管 理条例 ¹²	麻薬前駆体化学品分類 および品種リスト	—
Ⅱ九(両用品 目および技 術の一部)	—	—	Ⅱ九1～3:別表4項(1 の2)、13項(4)(無人 飛行機等) Ⅱ九4～6:別表8項(電 子計算機)
Ⅱ十(特殊民 用品目およ び技術)	—	—	—

¹ 国務院令第480号。1997年9月10日公布、2006年11月9日改正公布、施行。

² 国防科学技術工業委員会令第7号。2001年6月28日公布、施行。両用品目リストに統合されているため、2016年5月26日に廃止されています。

³ 国務院令第484号。2007年1月26日公布、施行。

⁴ 商務部、国家原子力機構公告2017年第85号。2017年12月11日公布、2018年1月1日施行。

⁵ 国務院令[2002]第365号。2002年10月14日公布、2002年12月1日施行。

⁶ 商務部公告[2006]第61号。2006年7月31日公布、2006年9月1日施行。

⁷ 中華人民共和国国務院令588号。2011年1月8日公布、施行。

⁸ 中華人民共和国工業及び情報化部令第52号。2020年6月3日公布、施行。

⁹ 対外貿易経済協力部、国家経済貿易委員会、税関総署令[2002]第33号。2002年10月18日公布、2002年11月19日施行。

¹⁰ 国務院令[2002]第361号。2002年8月22日公布、施行。

¹¹ 一部の品目及び技術に関しては、軍用品として、「軍用品輸出管理条例」に基づき管理されています。

¹² 中華人民共和国国務院令第703号。2018年9月18日公布、施行。

II十一	商用暗号輸入許可リスト、輸出管理リストおよび関連管理措置に関する公告 ¹³	商用暗号輸出管理リスト	9項 通信
------	--	-------------	-------

(注) 日本の「輸出貿易管理令別表第一」は、あくまで参考としてお示ししたものであり、厳密に対応しているわけではない点ご注意ください。

今のところ「両用品目リスト」では、一部の例外を除いて、いわゆる通常兵器関連の品目（日本の「輸出貿易管理令別表第一」での関連項目は5～15項）は対象となっておりません。ただし、輸出管理法では、規制の対象となる両用品目について、大量破壊兵器（およびその運搬手段）関連が重要であることを明記しつつも、必ずしも通常兵器関連の品目を排除はしない書きぶりとなっています¹⁴。このため、今後の「両用品目リスト」の改正や、輸出管理法に基づく新しい包括的な規制対象リストが制定された場合に、両用品目の範囲がさらに拡大される可能性もあると言えます。

4. 両用品目に関する許可証管理

輸出事業者が両用品目に該当する品目を輸出する際には、「両用品目および技術輸出許可証」（以下「輸出許可証」）を取得する必要があります（輸出管理法 12 条）。「輸出許可証」の取得は、「両用品目および技術輸出入許可証管理規則」¹⁵および前頁の表で記載している各行政法規の規定に基づき実施される形となっています。商務部の割当許可証局は輸出許可証の発行について管理、担当する部門とされ、各地の省レベルの商務局は割当許可証局の委託を受けて、輸出許可証の審査許可の関連業務を担当するとされています。

森・濱田松本法律事務所
 弁護士 石本 茂彦
 弁護士 鈴木 幹太
 中国律師 沈 陽

¹³ 商務部、国家暗号管理局、税関総そ公告 2020 年第 63 号。2020 年 11 月 26 日公布、2021 年 1 月 1 日施行。

¹⁴ 輸出管理法 2 条 4 項では、両用品目を「民事用途だけでなく軍用途も有し、または軍事的潜在力の向上に資する、特に大量破壊兵器およびその運搬手段の設計、開発、生産または使用に用いることのできる貨物、技術およびサービス」を指すとしています。

¹⁵ 商務部、税関総署令[2005]第 29 号。2005 年 12 月 31 日公布、2006 年 1 月 1 日施行。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210037>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp